

九州森林学会著作権規程

著作物の帰属について

本学会の学術誌である日本林学会九州支部研究論文集および九州森林研究に掲載された総説・論文・速報・報文・その他の原稿の著作権は、本学会または本学会の定めた出版社と共同で所有し、原則として本学会に帰属するものとする。

著作権譲渡について

著者から本学会への著作権の譲渡については、著作権譲渡書を学会に提出するものとする。

著作物の利用について

○ 著者

日本林学会九州支部研究論文集および九州森林研究に掲載された原稿の著者については、出典の明示・非営利を条件に、学会の許諾を得ることなく、著作物に対して引用・転載・複製・改変およびインターネット上での公開を制限しない。筆頭著者または責任（連絡）著者の責任において、連名となる共同著者についても同等の権利を有するものとする。

○ 著者以外の第三者

著者以外の第三者が、日本林学会九州支部研究論文集または九州森林研究に掲載された全ての原稿に対して、引用・転載・複製・改変およびインターネット上での公開については以下に従う。

1) 引用

引用については、著作権法第 32 条に従い、公表された著作物に対して、公正な慣行に合致する方法で、報道、批評、研究等の引用の目的上正当な範囲内で行う。他雑誌に掲載された論文・記事などを引用する場合は、本学会が定める執筆要領に従って出典を明示し、適切に引用する。本学会の原稿を他学会誌等別媒体に引用する場合には、発行元の団体等の規定に従って、適切に引用する。

2) 転載・複製

第三者が本学会に帰属する著作物の図表等を含む原稿の転載を行う際、学校教育や市民公開講座等啓蒙目的で利用する場合には、出典の明示を条件に、学会の許諾を得ることなく図表等の改変も含め利用することができる。それ以外の研究論文やその他報告書等、学会等研究集会・報告会での非営利での利用は、出典の明示・図表等の改変の禁止を条件に、学会の許諾を得ることなく適切な範囲内で利用することができる。営利目的で第三者が学会に帰属する著作物を利用する場合には、本学会からの許諾を得るものとする。

3) インターネット上での公開の制限

学校教育や市民公開講座等啓蒙目的である場合に限り、出典の明示を条件に学会の許諾を得ることなく、第三者が学会に帰属する著作物の図表等を含む原稿を資料の一部としてインターネット上で公開することができる。ただし、公開できる範囲は著作物の 50% を上限とする。学会および著者以外の第三者が原稿全部を資料として公開することは認めない。研究活動や報告会・報告書等での利用の場合には、原稿・図表は引用の範囲にとどめ、図表等を含む原稿を学会の許諾を得ることなく、インターネット上で公開することは認めない。第三者が営利目的で学会に帰属する著作物をインターネット上で公開することは認めない。

(平成 15 年 10 月 17 日 制定)

(平成 18 年 11 月 10 日 一部改正)

(令和 6 年 10 月 11 日 改正)